

働きやすい職場づくり応援事業実施要領

令和4年4月

奄美市商工観光情報部商工政策課

目次

1	業務の趣旨・目的	3
2	事業概要	3
3	参加資格	3
4	失格要領	3～4
5	参加手続き	4
6	スケジュール	4
7	審査方法	5
8	実績報告	6
9	取組内容の変更と注意事項	6
10	連絡先及び提出先	6

1 業務の趣旨・目的

趣旨

この要領は、奄美市働きやすい職場づくり応援事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施するため、奄美市働きやすい職場づくり応援成金の対象となる補助事業者の指定について必要な事項を定めるものとする。

目的

本事業は、市内事業所における職場改善の促進を図るため、長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善及び女性・若手・高齢者・障害者等の活躍促進等の職場環境整備に取り組む事業者に対して、予算の範囲内において奄美市働きやすい職場づくり応援成金（以下「助成金」という。）を交付し、奄美市内の事業所の働き方改革を活発にすることを目的とする。このことから、事業所内の働き方改革を行い、職員の働く環境を改善するために計画を持って実行し、市内事業者のモデルとなる事業者を選出するために、選定審査会を実施するものとする。

2 事業概要

本事業は、職場環境改善を図る目的で申請年度内に環境整備を行うことに要する経費の3分の2以内を助成する。（20万円を上限とする。）ただし、環境整備に要した対象経費は、奄美市内の事業所で活用することが前提とする。

なお、他の制度等で助成金その他公的資金の交付を受けて行うものは助成対象としない。

3 参加資格

本選定審査会の参加資格は、以下に定めるとおりとする。

（参加要件）

- (1)奄美市働きやすい職場づくり取組内容確認表に定める認定基準を満たす者
- (2)市税その他本市に納付すべき債務を滞納していない者

4 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- (1)本書類審査に関して、直接・間接問わず、事務局関係者に不正な接触や要求をした場合
- (2)審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3)指定する様式によらない場合
- (4)提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (5)様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

- (6)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (7)その他「募集要領」の諸条件に違反した場合
- (8)実績報告までに取組内容に変更が生じ、審査時に提出した計画から大きな差異が発生した場合

5 参加手続き

(1)提出書類

応募申請書類	ア 応募申請書 イ 事業所及びその事業主が市税その他本市に納付すべき債務を滞納していないことを証する書類
計画書等	ア 鹿児島県の「かごしま子育て応援企業」登録証 イ 働きやすい職場づくり実施計画書 <u>(※健康経営優良法人認定等の職場環境改善に関する取組を行った実績や予定があれば、資料を添付下さい。)</u> ウ 働きやすい職場づくり取り組み内容確認票 エ 収支予算書 オ 経費を証明する書類(見積もり等) カ その他市長が必要と認める書類

(2)提出先

奄美市商工観光情報部商工政策課しごと政策係
 〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号
 TEL 0997-52-1111(内線 5305) FAX 0997-52-1359

(3)提出方法

直接持参又は郵送とする。郵送の場合は期限内に必着しなければならない。

(4)提出期限

令和4年7月29日(金)必着

6 審査スケジュール

審査の実施に係る概ねのスケジュールは以下のとおりである。受付から審査する過程において、変更される場合もあるものとする。

1	募集案内開始	令和4年4月1日（金）
2	参加書類一式の提出期限	令和4年7月29日（金）必着
3	質問・回答	令和4年8月上旬
4	選定審査会（書類審査）	令和4年8月中旬
5	審査結果通知	令和4年9月上旬

7 審査方法

（1）選定審査会

市長は、上記に提出された応募書類の中から指定事業者を選定するため、審査会を設置する。

（2）選考方法

書類審査により、総合的に評価を行い、優れた事業者を指定事業者と認定する。

（3）選考基準

審査会が総合的に審査し、得点の高い事業者から順に選定する。選定する事業者数は、予算の範囲内とする。また、評価項目及び評価事項は、以下のとおりとする。

評価項目	評価事項
これまでの取り組み	申請前の取組として社内の働く環境改善に向けてどのように考え取組んでいたのか総合的に評価する。
今後の事業計画	社内の働き方を把握し、改善する計画を持っているか評価する。
	職場環境改善や従業員の処遇改善等に向けて積極的な取組を行っているか評価する。
	単発的な取り組みでなく、継続した取組を行っていくか評価する。
	奄美市内の事業者のモデルになるような取組であるか評価する。

(4) 選考結果

選考結果については、全応募者に対して文書にて通知する。なお、選考の過程は非公開とし、電話による問い合わせや選考結果の異議申し立てについては受け付けない。

8 実績報告

上記審査会にて認定を受けた指定事業者は、取組実績の報告を下記のとおり行う必要がある。

審査会で付された条件があった場合は、実績報告時に条件を満たしているか確認する。

(1) 提出書類

実績報告関係書類	ア 奄美市働きやすい職場づくり応援助成金実績報告書 イ 領収書又はその写し
取組報告内容関係	ウ 奄美市働きやすい職場づくり取り組み内容確認票 エ ウで記載した内容が証明できる資料 オ その他市長が認める書類

(2) 提出先

奄美市商工観光情報部商工政策課しごと政策係

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

TEL 0997-52-1111(内線 5305) FAX 0997-52-1359

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とする。郵送の場合は期限内に必着しなければならない。

(4) 提出期限

令和5年3月1日～令和5年3月15日

9 取組内容の変更と注意事項

応募時に申請した取組内容や計画に変更が生じた場合、変更申請書を提出すること。

10 連絡先及び提出先

奄美市商工観光情報部商工政策課しごと政策係

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

TEL 0997-52-1111(内線 5305) FAX 0997-52-1359